

《史料紹介》

京極耆岐守（高澄のち高通）の書状（二）

松本昭雄

一本京極耆岐守書状史料は、松本文庫が所蔵する近世から現代にいたる、あらゆる分野の讃岐・香川県関係の書状・書簡群のうち、多度津藩京極家の初代藩主京極耆岐守（高澄後に高通）が丸亀藩家老職岡七郎兵衛（連名宛のものも含む）に宛てた書状である。本稿は、さきの本学紀要第四十四号同書状翻刻（一）に続く（二）である。

一 耆岐守書状の総数については、いまだ確定し得ていない。

一 耆岐守書状では、署名に耆岐守、耆岐守（花押）、耆岐守高澄（花押）、高澄、無署名があり、道静名も含んでいる。また多くの書状の例として、年記の記載がない。従って、内容等によって年次を推定する等の作業は、書状全体の翻刻完了後、その全

貌をつかんだうえ行うこととして、当面は順不同にて進め、書状番号は仮の通し番号とする。本稿の書状番号は前稿（一）に続く仮の通し番号である。

一 書状の姿はできる限り原物の形態を守ることが理想であるが、印刷上の制約もあり、また文脈の理解しやすいようにとの配慮から独自のものとした。

一 判読困難や欠字については、□で表した。

一 固有名詞や書きくせなどで解説において、いささか武断にすぎるところがあれば、御批正を待ちたい。

21 (切封ウ八書 色替繼切紙)

「

七郎兵衛殿
上候

老岐守
」

先刻ハ御入来之處
不得御意残念候

此間御咄し候江戸表江

被申遣候書付もし

出来候へハ明日ニも

可給候其趣にて、

従此方も書状可相

認候昨今ハ度々気

潰成申候 以上

十月廿七日

尚々昨日ハ金毘羅江

致参詣候天氣能候事ニ候

はず候書付御越候て

明後日にては御越無

尤此返報ニ不及候

22 (切封ウ八書 色替繼切紙)

便ニ遣候也一筆

令啓上候弥御無事

承度候爰元久保町

初此方無事ニ候

一 此間玄要寺出世

被仰付候義爰元にて

伺相濟候承り候へハ

三十六貫目本と

入よし候にて承候

尤其許より申参り

可成筋ニ候哉不存候

へとも此節外ニ

それ本とも入候事

不時ニ出来申候てハ

御家中迄のきこへも

い可、ニ存候さためて

爰元より被仰付候と

申参り候とも又々

其元にて御吟味候上

可成義不成義可

有之候これハ不成義ニ

致度候此方にて自分ハ

其元義難事候

まつく被仰付候ても

可然とハ申候其元にて

不成義と被仰越候へハ

相済可申候能く

御相談吟味之上

可然候尤此事

ケ様ニ自分存候とハ

必しも被申間敷候

只く其元にて不成義と

御さ候へハそれなり

たりにて可相済候

一三田兄弟衆錢もと

され候事此頃満右衛門ニ

申付候其元之事ハ

たまりており申候

さためて追而彼方より

可申出と存候左なくハ

此方より又く可申

付候たよりいそぎ

そうく申越候

必くケ様候義御さた

なし願存候

恐々謹言

正月七日壱岐守（花押）

岡七郎兵衛殿 上候

尚く小人共義前より

相勤来候通ニなれ可しと

存候 以上

23 (切封ウ八書 切紙)

「

七郎兵衛殿

壱岐守

此間申談候儉約等

書付ニ候義弥相談

候ハ、貴殿出船前

被申付可然哉と

存候勘定奉行共へも

内談被致候哉とのみち

其元出船前被仰

付江戸江被参

早速江戸にても

被申談被仰付候義

可然候間も無

之候間いそ可れ

可然候猶内談

之事候者ハ何茂之

内可被参候 以上

四月廿二日 壹岐守

七郎兵衛殿

九郎兵衛殿
上候

猶く作左衛門方ニも尤

可被通候

弥御無事御勤之由珍重

存候爰元何之替義無之候

然者連歌書はやく被

写返候致手落候さためて

連歌上達之事と察存候

初冬早梅等之発句重而

可被差越候爰之随分

無事御座候其表山内殿

通路之由さ楚や可ましく御座候

半と察候此間爰元にて

自分義久保町などへも参り

久くにて健殿介殿はしめ

何も様得御意候ハ、継殿との

成人之段驚入候わ可こや

気遣もあまり無こと候

おてる殊さら成人登らしく

珍重存候此節少し慰ニも

罷出殊之外気はれ申候

蔵人下屋敷深川辺江も

同道にて罷越一日遊び申候

24 (切紙)

十月十三日之書状令披見候

藏人自まんにて候へとも

あまり不亘存候御さ候もなく候

舎人若折く出会咄申候

此方も来ル朔日緩く

被參候様ニ申遣候未何の

物語も不仕候そ路く

可承と存候廿九日久保丁

三人衆寄合之日藏人

舎人月番被相勤候様ニ

可申候と存候尤未不致

相談左様ニも可然と存申候

事のミにて是其表

何之替義無御座候と存候

新下り三田にて両人之衆随分

きけんよき段承候未

遊不申候先日遊候者づ

間違遊不申候近日参り

遊可申候諸事無尾

宜是西尾温州安之

仮養子之義あちこち

申分有之候へとも慶寿殿との

了簡にて只今迄之通

仮養子にて被致発足候

其元家中こんきう

の段兼而承及候いつそや

申談候当暮借米少にてても

其下候筋之義ハイ可

成義と存候近日舎人

可承候当歳も在中

痛申候よしにがくしき

事ニ存候随分御見合

家中在中痛無之

様ニとの義可然候尤不申

とても義ニ御さ候

先頃より御書状可申入存候へとも

何連気まされ候第一

縫殿助殿御懸事にて候

殊外成人之義千万

珍重之至存候是のミ

第一之義ニ存候 恐悼謹言

京老岐守

高澄（花押）

十月廿七日

岡七郎兵衛殿
御状

尚く申入候自分義歩行之

願下屋敷のミにて外く江

出事ハ忍ひ之義ニ候間

其段右様ニ可被心得候

い可様ともいたし来参勤之節罷出申度のミにて候

以上

25 （色替継切紙）

正月之月之書状令

披見候弥御無事加年

之由目出度存候爰元

久保町何茂自分方ニも

無別条候

一御家中御借米丸亀

江戸共漸半分被返

下候趣藏人九郎兵衛方へ

被申達候旨被申越

致承知候先以少にても

右之義千万珍重存候

去年己来い可、成行

候哉と存候所扱く珍重

存候世話や可れ候様ニも

存候爰元にて右之段ハ

藏人九郎兵衛ニもいまた

何のうわさも無之候

さこそ候其内噂可

有之やと存候先く

珍重存候

一其外委細披申越候

趣一々令承知候春永ニ

罷成さ楚ゆうくと

志つ可に可有そと存候

連歌も折く出候哉

爰元初春の縁も

出不申縁義談候

右申候ことも無之雪

折はよ本とつゝふり

あまたれにこ満り申候

藏人九郎兵衛機嫌先

藏人下屋敷へも折く

参候由其外雪見

等も間にハ御座候段定而

御存と存候九郎兵衛方ハ

時ならぬ夏の気配に

うつりミ祢の木春への

高けれハそらにそセミ

の声ハきこゆれと申

にて候世もくつろきにきやうに

御座候其外様々御座候へとも

難画筆紙候自分義も

去冬より歩行願相叶

候己後折ふしハ去ル方

へも罷越候一入養生に成

扱く大慶候近く之内

何と楚出勤と心可け候

事に候其外何かく

山く御座候其元にても何の

替りたる事も無之由

承候とかく諸事

かわらす無事成事ハ

よろしく御座候いつそやも

申候如く何事によらす

無遠慮以書状可被申

越候枉遍たり候へハ

遠慮も出きたり候まゝ

少も遠慮なく内証

尋られ度来ハめつたに

書付られ可給候爰元

何の替事無御座候此比ハ

諸方遊ひはやり申候

さためて承知と存候

まつハあまりかひこならぬ

義にて御座候四五年前之

様にならぬやうにと存候奥向

之様子これも定而承知と

存候これとてもさのミ

どくニならぬ事ニて候

恐惶謹言

京老岐守

高澄(花押)

二月十日

岡七郎兵衛殿

御状

26 (色替継切紙)

名可婦大分送り給候

則今夜食ニと致

大慶候好物てし満

二者す候葉不付候ハ

網干のよし是又

名所にて久くにて候

賞翫申事ニ御座候

今日も天気よく

志つ可に御座候貴殿ニ

万々可申候 以上

即刻

尚々御志不浅存候

二三日ハ朝夕たへ申

さんと大慶いたし候

一柳井原殿ゆへ網干

物志つ可の事はハ

隣国ニも御座候龍野

明石通合物静之義

同様ニいたし可然候

其元もの志つ可の事ハ

それ本とニハ及申

ましくやと存候

高松殿い可本との様

にて候や其段ハ不存候

それとも其元ハ忌可くり

と申にても考え候間

もの志つ可ニハ及まし

く候 以上

27 (外包あり)

(切紙)

覚

去冬己来聞及候所
 縫殿助殿賄方近年
 以之外不如意ニ罷成候趣ニ
 相聞候依之家中者
 勿論ニ候領分共及困窮
 候由縫殿助殿成長ニ随
 逐年物入差向罷有候
 当時之躰にてハひしと
 難取続且又武備を
 忘し賜と存氣之毒ニ
 存候此節儉約專一之
 義存候此段急と工面
 有之度候勘定役之
 者共奉行を始其以下
 い可く相心得居候哉儉約
 之仕方にて此後内證取続其上下く相扱候
 了簡可有之事にて候

此節いか躰之けんやくにて

相調可申哉面く存念

を不殘銘々書付越

以而可申出候其上市之

宜きを以而評義相極

可然候此段勘定奉行

共江可被申聞候此後

江戸丸龜内證役人共

随分ゆたん有之間敷候

二月十七日

28 (切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿 御状

「彦岐守」

三月十五日之書状令披見候

弥御無事候ハ、珍重存候然者

彦太夫事只今ハヒロ田ニ住事ニ

相成居申候由委細被申越

令承知候弥左様ニ候得者安堵

申事ニ候夫共噂之被尋

被置可然候且又外之若党

欠落致候由是又察通之

義二而御座候由委細令承知候

扱々や可ましき次第二存候

目付共令申聞候段共い可様共

亘様二節圖可令致候今度

式部帰役之様成義二付ケ様之

義も志まりう春くも成可し

段と被致候由尤二候随分内蔵丞

只今迄之通よく志まり申候様ハ

第一之義二候扱々めんと成

義二候併先立而も申候通

伊豆殿よりも外之義ハ構無之候

故あまり大變之義ハ有間敷間

式部も老躰之義二候何も風と

成事八十可九つ有間敷候

御申越之段共二て先く致

安堵致大慶候弥諸事

心を付られ候義此節第一二候

秋と申も近々二候追付面上

可得御意候 恐惶謹言

三月廿八日 高澄(花押)

29 (外包)「七郎兵衛殿 壹岐守」

(切紙)

多賀内蔵丞義勤方不宜

難捨置所有之候故役義

差免遠慮申付候藏人ハ

何のかまひ無之候

右之段明日爰元二て申達候

筈二候間内意御心得として

ひそ可に申入候此間も

御入来候得共其節ハ

得と極り不申候故不申聞候

扱々氣之毒成義二候へ共

不及是非候 以上

正月十五日

今日満右衛門参り候故幸と

此手紙頼遣候満右衛門二

福寿院呼寄やう委細

申聞候此義ハ満右衛門と

御相談可然候

一 満右衛門ニハ福寿院呼寄候

事者可り申聞候外之

義ハ必可被致隱密候

以上

30 (29と同一外包)

(切封ウ八書 色替継切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

明十六日五半時分私宅江

大目付共内老人致同道

可被参候尤明朝林字内方より

可申遣候且又満右衛門ニ

申聞候義も御座候可有承知候

以上

正月十五日

尚く明日爰元にて申談候

迄ハ此等之義隱密ニ

候間左様可被心得候

以上

31 (切紙)

覚

一 多賀内蔵亟義難捨置

所有之候段役義差免候

致遠慮罷有候様ニ可

被申付候多賀藏人江も

内蔵亟ケ様申付候義可

被申聞候藏人義ハ何之

かまひも無之候

一 只今迄内蔵亟相勤候

加役方之義岡五左衛門

山田源右兵衛迄当分可

被申付候

一 佐脇作左衛門方三月中

被致参府候様ニ可被申遣候

七郎兵衛方ハ縫殿助殿

御火消御免之以後作左衛門方と

可被致交代候

一 岡満右衛門義当年中ハ

先相詰候様ニ可被申付候

彦三義ハ去年被申

後之通可然候

一 縫殿助殿近年御非勝手ニ

候得共御家中御人減

等之義ハ有間敷事ニ

存候此段ハ先日蔵人とも

致相談置候弥兼而

此段被致承知丸亀江も

可被申遣候

一 右被仰付候義とも今日

慶寿院殿迄も可被申上候

32 (切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

一 昨日高木貞右衛門持參候

覚書二冊致一見候

則返申候

一 多賀内蔵丞願書

并覚書丹後殿より

参り候致返送候

一大膳殿丹後殿主計殿

先日十一日寄合相延

申候年始ニも候間此

廿三日廿四日廿六七日

之内被寄合候様ニ

丹後殿迄被申入

可然候丹後殿返事

次第両所江も可申入候

何も被申合左様

可被致候 以上

正月十八日

33 (切封ウハ書 色替継切紙)

「

七郎兵衛殿

老岐守」

致披見候廿三日

慶寿院殿迄縫殿助殿

御出被成候由仍而廿三日ハ

可被除旨尤ニ存候

弥外之日限之内ニ

極り候様ニと存候ケ様候

義ハ被申越候ニ不及

其元ニて宜き様ニ

此以後ハ可成候

入念候義還而事ニより

隙とり可申候何も

面上ニ可得御意候

以上

十八夕

34 (切紙)

山之北福寿院義明王院と

出入之義於京都大覚寺之宮

御裁許度々事相済

候所福寿院違背申候由

重々不届候久保町御

屋敷内江呼寄置公事

願之義相正させ可被申候

35 (切封ウ八書 色替繼切紙)

「

七郎兵衛殿

「
彦岐守」

御手紙致披見候

志可れ者三人衆

寄合之義御申越候

承候右之義ハ先程

貴殿御報ニ被申越候

通ニ候趣ニて御座候

只今被申越候趣ニてハ

無之候左様可被

心得候 以上

即刻

尚々入急候事と

存候其元より何も

被申遣候日限定り

しがよく候 以上

36 (切封ウ八書 色替繼切紙)

「

七郎兵衛殿

「
壱岐守」

昨夜小川弥藤右衛門参り

黒田豊前守殿返事

承候弥一左衛門と委細

申談候趣さためて

可有承知候弥昨夜

弥一左衛門のミこみ候通

致候様ニ可被申聞候

恐惶謹言

正月十九日

37 (以下共三通一束)

(外包)「御自筆御書付之写」

(切紙)

覚

岡七郎兵衛 江

一其方事今年参勤

之供申付間式部

申談為能様ニて相勤候

戊年以来一人ニ而留守

相勤大儀之至ニ候家中

之者共願書候所ニ付

面当成儀有之候所

捌宜敷相鎮專一

当高瀬百姓共出入

ニ付至騒動候節茂

既可及大事無事ニ

相納候儀其方働宜

敷令満足候依之

加増等茂申付度候得共

時節柄故不任心底候

故申置候所ニ而差料

之刀遣之候且又内證

向請書之加役難勤

旨ニ而式部九郎兵衛方迄

差出候両通令披見候

此儀差当我等了簡ニ

及かたく候間追而令及

沙汰候旁可被得其意候

佐渡

正月十七日

(※佐渡は丸亀藩京極家第四代高矩である)

38 (外包)「吉岐守様御自筆」

御書付写巻通

(切紙)

銀札之事家来領分先規

之趣尋遣候所先年者

若狭守殿札を家来家中

領分共通用申し由其節者

勝手向も今程ニハ無候敷

其通にて事済候得共当

時之事ニ候得共、少も勝手ニ

成候様ニ申付致河江友右衛門方江も

申遣候所丸亀にても未

相究す候由家来方致様

当分存寄否不申越候

家来存候ハ今度其元ニ而

御申付候札之通尤墨紙

等入用を相弁一様ニ春らせ

賞候而其上ニ此方役人共

印形押加此方ニて引替

申付通用之義者双方

家中領分とも同様ニ打書

致被遣收納之分ハ双方之

札を別々ニ用候様ニ申付

度候右之通ニて其元

障にも不成此方勝手ニも

成候ハ、於丸亀其元

役人共と申談候様ニ申

遣度候但し右之通ニて

い可ふ其元障ニも成此方

勝手ニも不成申候ハ、

い可様成共双方宜様ニ

丸亀ニて相談候様ニ可

申遣候双方家中領分

入書居候得共別々ニ有之候而者

双方勝手宜可るましく候

極メ而右の通ニハ難申入候

右之通用心して丸龜迄

宜御申遣可給候丸龜様子

次第爰元にて相願候と

成共可申付候

七月五日

39 (外包)「老岐守様御自筆ノ御書付一通」

(切紙)

覚

午之助殿喜七郎殿出府

之義先立而申談置候

弥当九月上旬之内江戸

着之つもりニ丸龜被致

出船候様ニ可被致候尤

御家来分候之間道中

弓下左様ニ可被残候

先比七郎兵衛方迄申談

候者右当人殿出府之義

爰元ニ而内意伺候ての

上と申候へとも御家来と申

候へハ不及其義候も者や

聞合ニ不及候間左様ニ

可被心得候此段七郎兵衛方へ

被申達弥右之通可

被致候

一其件被備候ニ付舍人方江

伝言申し御年若ニも

候間相見習当冬中

被残参府被相勤候様ニ

存候此義三人殿江も

近く可申談候へとも

先内意申入候

六月八日

老岐守

作右衛門殿

(※作右衛門は家老佐脇作右衛門と思われる。)

40 (以下三通一包)

(糊封紙 ウ八書)

(切封ウ八書 色替繼切紙)

「

七郎兵衛殿 上候

老岐守

先刻ハ手紙見申候

夜前ハ物語罷申候

風止不申候やかましく

これにても船ひ□□

大ゆれにて可有と存候

天気次第廿一日廿三日

之内可致候是

書付披見候由左様にて候

可然候ハ、弥其通

可被致候何可世話之

事ともにて苦勞成

御事と察候随分

御せ王可然義ニも

源助ニやらせ候いしてんハ

大やき可申と一笑存候

以上

十九日

41 (糊封紙 ウ八書)

(切封ウ八書 色替繼切紙)

「

七郎兵衛殿 上候

老岐守

明夕七半時分より御出被給候

様ニと存候源介もさそハれ候へ可し

此間は遠くしく存候此間之

書付も相渡し可申候且又

此方手船順風丸差つ可へ候

節ハ久左衛門方船之内借用申

遊ひニ出申度候久左衛門方へ

此段被申付置可給候

順風丸此間天満や送り遣候

以上

十七日

(同封紙片)

百花譜合返却候

42 (糊封紙 ウ八書)

「
岡七郎兵衛殿
京道静
」

(折紙)

年序之御慶
目出度存候弥御
無災可相勤迄
珍重存候此表
相替事なく合
加年候其後者
何可と遠く敷候
旧冬者式部方江
書状ニ而合力銀
被差越候去年ハ
い可ふ手つまり成
義ニ候所各被動候
ニ付被取出候段
何分過分之至
存候春ニ成候者ハ追て
被差越候様ニ可被

致旨式部方より委細

可申越大慶之至存候

弥頼致候間御心懸

可給候此方ハ猶以

不如意千万ニ御座候所

くれく大慶存候其節

式部方へハ各江被申

通候様ニ頼遣候御承知と

存候何義承春

可申承候 恐く

京道静

(花押)

正月二日

岡七郎兵衛殿 上候

尚く当年ハ別而

寒氣強候其表

い可く候哉折角堅固ニ

可被相勤候 以上

(※高通は隠居後剃髪し道静と称した)

43 (糊封紙 ウ八書)

「

岡七郎兵衛殿

京老岐守
」

(切紙)

一筆申入候寒冷

之後も弥無事ニ

被相勤致珍重存候

然者此度佐渡殿

領内三野郡中村と

我等領内多度津

百姓共水論之義

有之双方対決被

申付之上其元役人

此方役人共江も申

談中村江者裁許

被申付候其節此方

ニて裁許可申付候所

百姓共大勢罷出

可及騒動躰ニ付

先延引申置候由

右出入之義委細

令承知候多度津

百姓共申付相背候

儀不届之至ニ候可

申付品も有之候得共

いつれのみちニも公儀江

申達候訳ニ成行候

てハ佐渡殿ニも未若

年之事我等も

久敷在所江不罷越

候へハ旁以双方様子

不届候近年我等

令在邑候時分各初

可申談候間其内

双方申分無之様ニ

被申付置度候此方

役人共江も右存寄

申付遣候事ニ候

恐く謹言

九月十日 高澄 (花押)

七郎兵衛殿

44 (ウ八書 色散瀧切紙)

「七郎兵衛殿

壱岐守」

其後者遠く敷打

過申候弥御無事

可被勤者珍重存候当年ハ

何可ニて緩く休息之

義先ハ珍重存候九郎兵衛

普請御世話ニてめい王くに

申事ニ候併末年若

候故勤けいこのため

可然候此度丸亀江戸

大火扱く可申様無之

上下困窮之段要く

それらも上下つゝ可なく

此上之義と存候我等事

無事ニ勤候

一内蔵亟義ゆるまり不申

様ニ九郎兵衛ニも申談候事

二候猶其段能く

可被心付候

一正月廿五日之日付之書状

中野五兵衛方迄御差越

五兵衛大坂へ登候ニ付間違

おそく相達候得共差而

替成無之候故御報

及延引候其外替

なく先早く恐く謹言

五月十日 高澄(花押)

〔付記〕 本史料の翻刻にあたっては、香川県立文書館係長山本秀

夫氏のご助力があつたことを記して謝したい。

高松大学紀要
第 45 号

平成18年 3月25日 印刷
平成18年 3月28日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町 1-8-10
TEL (087) 833-5811